福岡運転免許試験場隣接地
公募型プロポーザル方式売却事業実施要領

一般財団法人福岡県交通安全協会

平成 28 年 6 月

【目次】

１　事業の概要　……1
２　売却対象となる本件土地の概要　……1
３　最低売却価格　……2
４　担当窓口　……2
５　参加資格　……2
６　参加条件　……3
７　審査概要　……4
８　失格要件　……5
９　参加申請書等の交付場所及び交付方法　……5
１０　参加申請書の提出手続　……6
１１　質問書の提出手続等　……8
１２　企画提案書等の提出手続　……9
１３　企画提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングの実施　……10
１４　購入希望価格の入札実施　……11
１５優先交渉権者の決定　……13
１６　土地の売買契約手続き等　……13
１７　売却相手方の責務、売却条件等　……14
１８　その他の注意事項　……14

別紙１　工作物等
別紙２　求積図
別紙３　様式集（様式１号～6 号）

１ 事業の概要

本事業は、一般財団法人福岡県交通安全協会（以下「当協会」という。）が保有する下記の土地（以下「本件土地」という。）を公募型プロポーザル方式により民間事業者等への売却を行うものです。

売却までの大まかな流れは以下の通りです。詳細は４頁「７審査概要　(2)選考方式」をご確認ください。

① 参加資格の審査 （参加資格者の決定） ② 企画提案書、プレゼンテーションによる土地有効活用内容の審査 （入札参加者の決定） ③ 入札により、入札金額が最も高い者を優先交渉権者とする （優先交渉権者の決定）

２ 売却対象となる本件土地の概要

(1)物件の概要

所在地	福岡市南区花畑四丁目 300 番 12、300 番 14、 300 番 15、300 番 16
登記地目	宅地
公簿面積	16,000.93 ㎡（実測数量：16,002.30 ㎡）
法令上の規制	第一種住居地域（一部は第二種住居地域）
交通条件	西鉄バス「自動車試験場正門前」停留所へ約 150m
周辺環境	中層店舗、事務所、戸建住宅
接面道路	40m 国道、5.5～8m 市道

※ 上記概要と現況とに差異がある場合は現況が優先し、契約の物件引渡しも現状有姿で行います。

※売却面積は公簿面積とします。一部の地番については公簿上の地目が雑種地となっており、端数処理の関係上実測面積と公簿面積に差異が生じております。

(2)現地の確認について

現在工作物等の撤去工事中（工事完了は８月下旬予定）のため、撤去工事会社と調整の上、平成 28 年７月上旬以降に現地合同見学会を予定しております。日時は別

途当協会のホームページで公表します。なお、現地での詳細な説明は行いませんので、土地の状況については、現地確認の際に応募者の責任において行ってください。特に隣地境界付近の確認は必ず行ってください。

上記合同説明会以外の日時に現地確認を希望される場合は、合同説明会の実施日以降でご希望の日時をお申し入れください。別途日時の調整をいたします。この場合、既述の通り工作物等の撤去工事中（工事完了は８月下旬予定）のため現地確認にはより多くの制限が生じます事をご了承ください。

(3)資料の提供について

下記資料の提供が可能です。下記の担当窓口（㈱総研/担当：小林）までご連絡下さい。

①本件土地求積図のＣＡＤデータ（ＤＸＦ、ＤＷＧ，ＳＦＣ）

②平成 28 年度　固定資産税・都市計画税の納税通知書（守秘義務契約書の提出が必要となります）

３ 売却希望価格

¥695,000,000 円

入札によりご提示いただいた購入希望価格が、売主が定める**最低売却価格(非公開)**を下回った者は失格とする。

４ 担当窓口

お問い合わせにつきましては、当協会が本件の業務を委託しております下記業務委託先（以下「エージェント」という。）宛てにお願いいたします。

〒810-0001

福岡市中央区天神一丁目 13 番 2 号　興銀ビル 5 階

株式会社 総研　担当：小林

TEL：092-732-3470(代表)

E-mail：kobayashi@soken-fuk.com

５ 参加資格

参加申請書等の提出者は、次の要件を全て満たす法人（本件土地を取得し開発型証券化を目的とする特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号第２条

第１項に規定する特定目的会社を含み。これを以下「ＳＰＣ」という。）及びＳＰＣに代わって応募する者を含む。）とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、当該申立てがなされなかった者とみなします。

(3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 824 条の規定による解散命令を受けていない者であること。

(4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 国税及び地方税を滞納してない者であること。

(6) 福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 条。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定に該当しない者であること。

(7) ＳＰＣに代わって応募する者は、次の条件を全て満たす者であること

① 応募時にＳＰＣに土地売買契約を締結させることを明らかにすること。

② 次のいずれかの条件を満たすこと。

a) ＳＰＣへの出資者となること。

b) ＳＰＣが資産の管理及び処分に係る業務の委託をする際の業務の受託者又はその予定者（以下「受託者等」という。）となること

(8) 共同事業者による参加の場合

共同事業者とは、複数の者が共同して事業を行う場合で、代表事業者及びその他の構成員からなるものをいい、提案した土地利用に関する事業の実施に連携して責任を負います。

代表事業者は構成員との調整を行うとともに当協会との協議の窓口となるものとします。共同事業者による参加の場合は、共同事業者を構成する全ての事業者が上記(1)～(6)の要件を満たすことが必要です。

なお、単独で参加した事業者は、他の共同事業者の構成員となることはできません。また、同一事業者が複数の共同事業者の構成員となることはできません。

６ 参加条件

(1) 応募者自ら土地を取得し、活用すること。

(2) 指定期日までに売買代金の支払いができること。

(3) 整備計画に関する事業を適切に実施できる能力、実績、資力を有すること。

(4) 整備計画に関する事業に必要な免許、知識、経験、資力、信用及び技術能力を有すること。

７ 審査概要

(1) 名称

福岡運転免許試験場隣接地公募型プロポーザル方式売却事業（以下「プロポーザル」という。）

(2) 選考方式

公募型プロポーザル方式により下記の流れで最終的に優先交渉権者を決定します。

① 参加資格の審査 （参加資格者の決定） ② 企画提案書、プレゼンテーションによる土地有効活用内容の審査 （入札参加者の決定） ③ 入札により、入札金額が最も高い者を優先交渉権者とする （優先交渉権者の決定）

つまり、①、②の審査を通過した者により、③入札を行い、**最低売却価格(非公開)**以上かつ最高金額をもって入札した者を優先交渉権者とします。

なお、最高額入札者が複数の場合、企画提案書の審査結果の得点が最も高い者を優先交渉権者とします。さらに当該得点も同じ場合には、開札日の後日に日程調整の上、くじ引きによる抽選を行い優先交渉権者を決定します。

(3) 選考委員会

審査及び優先交渉権者の決定は、当協会職員により構成される「福岡運転免許試験場隣接地売却事業者選考委員会」（以下 「選考委員会」という。）が行います。

(4) スケジュール（予定）

項　目	日　程
プロポーザル実施公告	平成 28 年 6 月 15 日
参加申請書の提出期間（期限）	平成 28 年 7 月 5 日
参加資格審査結果通知・企画提案書要請通知	平成 28 年 7 月 11 日
企画提案に関する質問書の提出期限	平成 28 年 7 月 15 日
質問に対する回答書の公表	平成 28 年 7 月 25 日
企画提案書等の提出期限	平成 28 年 8 月 22 日
プレゼンテーションの参加要請通知	平成 28 年 8 月下旬
プレゼンテーション・ヒアリングの実施	平成 28 年 9 月上旬
企画提案書審査結果通知、入札案内の通知	平成 28 年 9 月中旬
入札書の提出期限（開札）、優先交渉権者の決定	平成 28 年 9 月中旬
土地の売買契約締結	平成 28 年 10 月下旬
売買代金の納入	平成 28 年 11 月下旬
対象地の引渡し　（所有権移転登記手続き）	平成 28 年 11 月下旬

※上記スケジュールは予定であり、変更になる場合があります。

8 失格要件

(1) 提出書類がこの実施要領等の提出方法に適合しない場合

(2) 提出書類がこの実施要領等に示された条件に適合しない場合

(3) 虚偽の内容が記載されている場合

(4) 審査の公平を害する行為又は信義に反する行為があった場合

(5) 選考委員会委員又は担当窓口関係者に対し、本事業に関する助言を求めることや不正な接触を行った場合

(6) その他この実施要領等に違反するなど選考委員会が不適格と認めた場合

9 参加申請書等の交付場所及び交付方法

プロポーザルに参加するために必要な参加申請書等の書類については、次のとおり交付します。

① 交付場所　株式会社 総研（担当：小林）

② 交付方法　エージェント担当窓口において直接入手するほか、当協会のホームペ

ージからのダウンロードにより入手することができます。

交付期間 平成28年6月15日（金）から平成28年7月5日（火）まで

※エージェント担当窓口での交付時間：午前9時から午後5時まで

（事前にご連絡下さい。土曜日・日曜日・祝日を除く）

※応募状況の照会にはお答えできません。

１０ 参加申請書の提出手続

参加申請書等は、次により提出してください。

(1) 提出期間

平成28年6月15日（金）から平成28年7月5日（火）まで

※エージェント担当窓口での受付時間：午前9時から午後5時まで

（直接持参される方は事前にご連絡下さい。土曜日・日曜日・祝日を除く）

(2) 提出場所 （エージェント担当窓口）

〒810-0001

福岡市中央区天神一丁目 13 番 2 号 興銀ビル 5 階

株式会社 総研 担当：小林

TEL：092-732-3470(代表)

(3) 提出方法

① 提出期間内に担当窓口に直接持参又は郵送により提出してください。郵送による場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法によるものとし、期日までに必着とします。

② エージェントが提出書類の受領確認後、参加申請書等受領書を交付します。

(4) 提出書類及び提出部数

提出書類は全てA4サイズ（A4サイズを超えるものはA4サイズになるように折りたたむ）に統一し、フラットファイル等に綴じて提出してください。

提出部数は、正本１部、副本（写し）1部とします。

① 参加申請書（様式第2号）

② 共同事業者構成員調書（様式第2－1号）

※共同事業者の場合のみ提出してください

③ ＳＰＣによる参加の場合の関連資料（スキーム図・設立計画資料等、書式は任意）

※ＳＰＣによる参加の場合のみ提出してください

④ 参加者に関する資料

a)　会社概要・事業経歴書（様式第 3 号）

b)　印鑑証明書（発行後 3 か月以内の原本）

c)　法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

d)　国税の納税証明書（「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明書〈法人用〉）

e)　県税の納税証明書（「県税に滞納のないことの証明書」県内に本社又は事業所がある場合）

f)　定款又はこれに相当する書類

g)　会社法に定める直近 3 年分の決算書類等

ア 貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び利益処分計算書

イ 有価証券報告書（上場企業のみ）

h)　暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式第 4 号）

※ 共同事業者による応募の場合は、構成する事業者それぞれについて、a）～h）の書類を提出してください。

※ 上記により難い内容の書類がある場合には、あらかじめエージェントと協議し、それらに準じた内容の書類を提出してください。

※ 提出期限までに必要な書類が整わない場合には、受付はできません。

(5) 参加資格審査結果の通知等

参加申請書等を提出した者に対しては、参加資格審査終了後、電子メールにて参加資格審査結果を通知します。また、参加資格を有する者に対しては、併せて、企画提案書等の提出を要請します。

なお、電子メールによる参加資格審査結果等の通知は、平成 28 年 7 月 11 日（月）午後 5 時までに通知（送信）する予定です。

(6) 注意事項

① 上記(4)の参加申請書等を提出した者は、この実施要領等の記載内容に同意したものとみなします。

② 提出書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位に限ります。

③ 提出後、参加申請書等の再提出、修正等は一切認めません。

(7) 参加の辞退

参加申請書の提出後、参加を辞退する方（共同事業者による応募の場合は、代表者）は、あらかじめ書類をお届けになる日時（土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで）を電話で連絡のうえ、辞退届（任意の様式1部）をエージェント担当窓口まで持参してください。

(8) 参加申請の無効

次のいずれかに該当する場合は、参加申請自体を無効とします。

① 必要な参加資格が無い者が参加申請した場合

② 企画提案書の記載事項のうち、参加者名その他主要な事項が識別しがたい場合

③ 適正な参加手続きをしない者がした企画提案書を提出した場合

④ 同一応募者が2つ以上の企画提案をした場合

⑤ 提出書類の押印を必要とする場所に押印の無い書類を提出した場合

⑥ 入札金額を訂正した入札書を提出した場合

⑦ 脅迫による応募

⑧ 参加者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたとこの募集を当協会並びにエージェントが認める場合

⑨ その他参加に関する条件に違反した応募

※共同応募の場合は、構成員の１者が①から⑨のいずれかに該当した場合は、当該共同応募は無効とします

１１ 質問書の提出手続等

(1) 企画提案書に関する質問の受付

質問は、「質問書（様式第1号）」を作成し、電子メールによりエージェント担当者のメールアドレスに添付してください。持参、口頭及びＦＡＸによる質問は受け付けません。

質問書が添付された電子メールの受信を担当窓口で確認次第、受信したメールアドレス宛に受信した旨をお知らせします。

なお、質問内容によっては、エージェント担当者より電話等で質問内容の確認等をさせていただく場合がございます。

(2) 質問書の提出期限

平成28年7月15日（金）　午後5時

(3) 回答期限及び回答方法

質問に対する回答については、原則一括して質問回答書として取りまとめを行った上で、参加申請書記載のメールアドレスに電子メールにてお送りいたします。

【質問書への回答予定：平成 28 年 7 月 25 日（月） 午後 5 時】

１２ 企画提案書等の提出手続

企画提案書等は、次により提出してください。

(1) 提出期限

平成 28 年 8 月 22 日（月）まで（土曜日・日曜日・祝日、8 月 12 日～16 日を除く）

※受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで（直接持参される方は事前にご連絡下さい）

(2) 提出場所 （エージェント担当窓口）

〒810-0001

福岡市中央区天神一丁目 13 番 2 号 興銀ビル 5 階

株式会社 総研 担当：小林

TEL：092-732-3470（代表）

(3) 提出方法

① 提出期間内に担当窓口に直接持参又は郵送により提出してください。郵送による場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法によるものとし、期日までに必着とします。

② 担当窓口で提出書類の受領確認後、企画提案書等受領書を交付します。

(4) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
企画提案提出書（様式第 5 号）	正本１部、 副本（写し）1 部
企画提案書 次の項目に沿った提案書をA4 又はA3 サイズで作成してください。 １基本方針（周辺環境や当協会の活動等を踏まえた企画） 企画提案に際しての基本的な考え方を記入してください。 ２事業概要 ①提案の趣旨に基づき、提案される土地利用及び施設計画の概要を記入してください。	

②建築物の概要（建築物の種類、構造、面積等） ③図面（土地利用計画平面図、建物平面図、立面図） ※建物がない場合は②③の建物関係の資料は不要 ３事業スケジュール 契約締結から企画提案事業が完成するまでの主だった工程を示してください。 ４収支計画 概算事業費、資金調達計画、3 年以上の収支計画を示してください。	

(5) 企画提案書の作成

次の項目に関する考え方を踏まえた提案を設定し、企画提案書を作成してください。

【項目】

福岡運転免許試験センターがこの後も存続すること、小中学校や商業施設が近接する周辺環境であることから、居住環境及び交通安全教育等への影響に配慮した活性化に資するとともに、運営等においては周辺施設との連携にも十分配慮すること。

１３ 企画提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングの実施

プレゼンテーション及びヒアリングの実施日は、平成 28 年 9 月上旬を予定しています。実施日や出席者等の詳細については、別途通知します。

(1) 審査基準

評価項目	配点	評価事項
過去の実績	10 点	企画提案内容を適正に執行するための経緯、実績等が十分であるか。
会社の経営内容	10 点	経営が健全に行われている法人事業であるかなど。
事業概要	50 点	事業計画、工程計画が適切であるか。本件土地の活性化が期待できる事業か。 提案内容による事業実現の確実性が高いか。

収支計画	20 点	事業実現の確実性が高い適切な収支計画が作成されているか。
地元貢献	10 点	地域雇用の創出、定住の促進、地元企業の参加がより見込まれるか。

・審査は選考委員会委員により 5 段階で行い、採点は上表の配点に次の率を乗じて算出します。

Ａ評価	極めて優れている	配点×1.0
Ｂ評価	優れている	配点×0.8
Ｃ評価	普通	配点×0.6
Ｄ評価	やや劣っている	配点×0.4
Ｅ評価	劣っている	配点×0.2

(2) 選考方法

選考委員会は、上記(1)の評価基準に基づき総合的な審査を行い、得点が 60 点以上の者を入札参加資格者とする。

(3) 結果の公表及び通知

企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングの結果は、プレゼンテーションに参加した全ての者に対して、エージェントより電子メール及び郵送にて書面により通知します。

また、入札参加者（企画提案書の審査を通過した者）には併せて入札案内を通知します。

１４購入希望価格の入札実施

(1)入札書（様式第 6 号）の提出方法

入札参加者は、入札書を提出期間内にエージェント担当窓口に直接持参又は郵送により提出してください。郵送による場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法によるものとして下さい。入札書（様式第 6 号）は封筒に入れ、封筒に封印、封かん（封の糊付け）をして下さい。

(2) 提出期間

入札案内の通知日から**開札日の前日**までとなります。詳細日時は後日ご連絡いたします。

※エージェント窓口での受付時間：午前9時から午後5時まで

（直接持参される方は事前にご連絡ください。土曜日・日曜日・祝日を除く）

※郵送の場合は、**開札日の前日までの必着**となります。

(3) 提出場所　（エージェント担当窓口）

〒810-0001

福岡市中央区天神一丁目 13 番 2 号　興銀ビル 5 階

株式会社 総研　担当：小林

TEL：092-732-3470(代表)

(4)開札

選考委員会3名以上の立会いのもと開札を行います。

【日時】　平成28年9月中旬予定

【場所】　福岡市博多区千代一丁目25-15

一般財団法人 福岡県交通安全協会　会議室

(5)注意事項

①入札書用の封筒には、少なくとも下記項目を明記して下さい。記載は縦書きでも横書きのどちらも有効です。

【封筒の表】

・件名（福岡県運転免許試験場隣接地公募型プロポーザル方式売却事業）

・「入札書在中」の文字

【封筒の表又は裏】

・入札者の住所、商号、代表者名

②入札書用の封筒に封かん（封の糊付け）のないものは無効です。

③入札書用の封筒の継ぎ目3箇所へ押印（封印）して下さい。押印（封印）がないものは無効です。

④下記の封筒はあくまでも例です。入札の参加者は使用する封筒に応じて、封かん（封の糊付け）し、封筒の継ぎ目に封印（押印）して下さい。

＜入札書用封筒の記載例＞

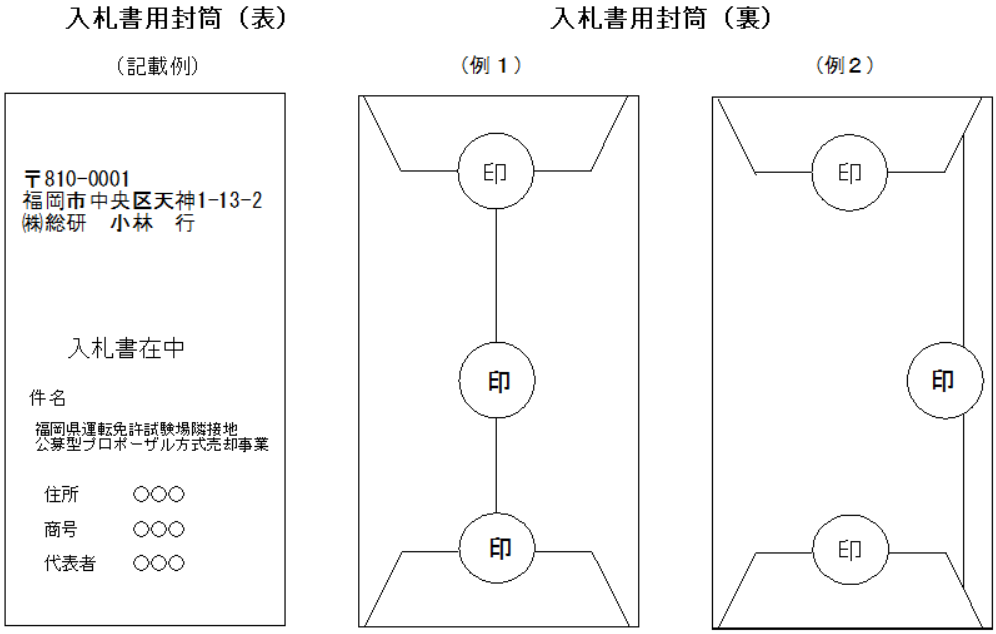

１５ 優先交渉権者の決定

当協会は、**最低売却価格(非公開)**以上かつ最高金額をもって入札した者を優先交渉権者とします。ただし、最高額入札者に事故等があり売却が不可能となった場合は、次点者を優先交渉権者とします。

なお、最高額入札者が複数の場合、企画提案書の審査結果の得点が最も高い者を優先交渉権者とします。さらに当該得点も同じ場合には、開札日の後日に日程調整の上、くじ引きによる抽選を行い優先交渉権者を決定します。

１６ 土地の売買契約手続き等

(1) 土地売買契約の締結

当協会は、買受者となる優先交渉権者と提案内容や契約内容に関する協議を行い、土地売買契約を締結します。契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、買受者の負担となります。

(2) 売買代金の納付

当協会が指定する口座に指定期日（土地売買契約締結から 30 日以内）までに納付してください。

(3) 所有権移転・土地の引渡し

① 所有権の移転

契約された物件の所有権は、売買代金を完納したときから買受者に移転します。所有権移転の登記に要する登録免許税等諸費用は買受者の負担とします。

② 土地の引渡し

土地の引渡しは、所有権の移転完了と同時に現状有姿のままで行います。買受者は、契約締結後に物件に隠れた瑕疵があることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

１７ 買受者の責務、売却条件等

(1) 土地売買契約の締結から1年以内に提案事業に着手し､3年を経過する日までに、全ての工事を完了し提案の土地利用に供してください。

(2) 土地売買契約締結から提案事業完了までの間は、当協会の承諾を得ずに当該土地を第三者に譲渡することを禁じます。だたし、戸建住宅地分譲開発の場合で、完成した戸建住宅地を第三者に譲渡する場合は除きます。

(3) 土地売買契約締結後の土地利用に当たっては、関係法令や条例を遵守してください。

(4) 提案事業の実施に当たって、止むを得ない事情により、選考された提案内容を変更する場合には、事前に文書により当協会に申請し、承認を得ること。ただし、本募集の趣旨に反する変更は認められません。

(5) 道路、上下水道、電気、ガス、通信等については、それらの施設管理者等と協議し、買受者自らの責任及び負担で行ってください。

(6) 土地売買契約書締結後においても、福岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定に該当する者に本件土地の譲渡、賃貸及び使用をさせてはならないものとします。

(7) 上記の売却条件(1)～(6)に違反した場合には、土地売買契約が解除されるとともに、買受者には現状回復の義務及び土地売買契約書で約定する違約金の負担が発生するものとします。

１８ その他の注意事項

(1)応募に当っての注意事項

① プロポーザルの関連情報を入手するための照会はすべてエージェント担当窓口と

します。

② 提出書類等の作成経費及び旅費等の必要経費は、プロポーザル参加者の負担とします。

③ 提出書類の著作権は、当協会に帰属することとします。ただし、当協会と売買契約を締結しなかった参加者が提出した書類の著作権については、提出者に帰属するものとします。

④ 参加申請書及び企画提案書等の提出書類は返却しません。

⑤ 審査の経緯及び結果についての異議申立は一切受け付けません。

(2)開発等に当っての注意事項

① 開発に当っては、地元や関係者との事前協議を十分に行ってください。

② 本募集要領記載事項と現況が異なる場合は現況を優先します。

③ 敷地内の工作物、樹木等については原則撤去の上引渡しますが、敷地境界部分につきましては、進入防止、崩落防止、法面保護のため擁壁、ブロック、フェンス、樹木の根等の一部を残す場合がございます。この場合、これら工作物等の撤去及びその費用負担等については、売主は対応しません。現時点で撤去しないことを予定している工作物等は別紙1「工作物等」をご参照下さい。

④ 敷地内（地中含む）にガラ・砕石等が存在する場合がありますが、撤去及びその費用負担等については、売主は対応しません。

⑤ 対象物件及び隣接地の擁壁・ブロック等について、地上及び地中にて境界を越えていても、現状引渡しとなりますので、これらの工作物等の移設・撤去・再築及びその費用負担等については、売主は対応しません。

⑥ 対象物件は昭和33年に当協会が取得して、山林を造成し、運転免許試験場として開発したものであり、その経緯等から土壌汚染の調査は実施しておりません。

ただし、敷地内にガソリン給油施設（ガソリンタンクは地上置）が存していたため、当該部分については土壌汚染調査を行い、調査の結果土壌汚染が存することが判明した場合は、当協会の責任で引渡しまでに適切な措置を行います。それ以外の場所については、売買契約後に土壌汚染の存在が判明しても売主は対応しません。

以　上